

30 東京法学院在外員及び講義録

〔『法学新報』第二九号 明治二十六年八月二十八日〕

○在外員及び講義録

同院は遠隔の地方に在り又は業務の爲め参院して講義を聴く能ハざるもの、便を計り在外員の制を置き同院講師の講義を筆記し講義録を発兌し広く同感諸士に領つ今般学課改正の趣旨に基き大に従来の面目を改む在外員の学年は十月一日を始期とす